

3 横浜みどり税

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

また、横浜みどり税のほか、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図ることを目的として、固定資産税等の軽減措置を設けています。26ページを併せてご覧ください。

なお、森林環境税(国税)と水源環境保全税(県税)については27ページをご覧ください。

1 課税方式と税率、実施期間

横浜みどり税は、緑の保全・創造による受益が市民である個人・法人に広く及んでいることから、その費用を広く負担していただく趣旨で、市民税均等割の超過課税という課税方式を採用しています。

●個人

個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ(令和5年度分まで)

●法人

法人市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ
(令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで)

【参考】法人市民税に係る横浜みどり税相当額

資本金等の額による法人の区分	横浜みどり税相当額	
	従業者数50人超	従業者数50人以下
資本金等の額がないものとみなされる法人※	4,500円	4,500円
1千万円以下の法人	10,800円	4,500円
1千万円を超え1億円以下の法人	13,500円	11,700円
1億円を超え10億円以下の法人	36,000円	14,400円
10億円を超え50億円以下の法人	157,500円	36,900円
50億円を超える法人	270,000円	

※ 23ページ「2 法人の市民税 2 均等割※1~4」参照

2 税収規模と基金への積み立て

●税収規模

約29億円(内訳:個人約18億円、法人約11億円) ※令和5年度当初予算ベース

●基金への積み立て

横浜みどり税の税収相当額は、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための「横浜市みどり基金」に積み立てます。

3 横浜みどり税の使いみち

- ① 樹林地・農地の確実な担保
- ② 身近な緑化の推進
- ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」
については、横浜市ウェブページを
ご覧ください。



横浜みどりアップ計画

検索

横浜みどり税についての問合せ先

個人市民税: 各区役所税務課市民税担当 (53ページ)

または財政局税務課 (TEL:045-671-2253 FAX:045-641-2775)

法人市民税: 財政局法人課税課法人市民税担当 (TEL:045-671-4481 FAX:045-210-0481)

4 基準以上の緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、500㎡以上の建築物敷地で、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と10年間保全する契約を締結すると、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税が軽減される制度です。

※ 契約締結可能期間は現行の条例で令和5年12月末までです。

(1) 条件

- 建築確認の敷地面積が500㎡以上の建築物敷地であること（集合住宅や企業も対象となります。）
- 敷地面積に占める緑化面積の部分が、基準となる緑化率に加え、さらに5%以上緑化されている、緑化認定証の交付を受けた敷地であること
- 令和5年12月31日までの間に、緑化部分を10年間保全する契約を本市と締結すること

(2) 軽減内容

基準を超えて緑化している部分（上乘せ緑化部分）の税額の4分の1が軽減されます。

【相談窓口・問合せ先】

窓口での相談は、事前にご予約くださいますようお願いいたします。

横浜市 環境創造局 みどリアップ推進課 電話：045-671-3447 FAX：045-224-6627

5 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、農地の保全を図るため、一定の条件を満たす場合、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税が10年間軽減されます。令和5年12月31日までに、当該農業用施設を10年間継続して使用する契約等を横浜市と締結していただく必要があります。

(1) 対象

農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地

(2) 条件

市街化調整区域内農地（農地転用許可済みの土地を除く）及び生産緑地を1000㎡以上耕作している農家が、農業用施設を自らの農業用として10年間継続して使用する契約を横浜市と締結し、かつ当該施設の用地を特定農業用施設用地として横浜市が指定すること

(3) 軽減内容

一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

宅地課税から敷地外にある一般の農業用施設用地並みの課税となります。

【問合せ先】

横浜市 環境創造局 農政推進課 電話：045-671-2630 FAX：045-664-4425

6 森林環境税(国税)・水源環境保全税(県税)について

森林環境税 (国税)

森林環境税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、平成31年度税制改正により創設された国税で、令和6年度から課税されます。

【参考】森林環境税の概要

趣旨 (目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与 (令和6年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用) ※本市へは「森林環境譲与税」として譲与
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

都市部の主な使いみちは、その整備事業で生み出された国産木材を、消費地として購入・利用することであり、横浜みどり税とは目的と使いみちが異なります。

横浜市では、学校施設や、公園等の市民利用施設の建築・改修等の際に国産木材を活用する際の財源として、森林環境譲与税を活用しています。

水源環境保全税 (県税)

水源環境保全税は、神奈川県が水源環境の保全・再生に継続的に取り組むために、平成19年度に創設した個人県民税の超過課税です。

【参考】水源環境保全税の概要

趣旨 (目的)	将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため
課税手法・税率	個人県民税均等割に年額300円、所得割に0.025%上乗せ
課税期間	令和8年度まで
横浜市への交付	横浜市には交付されていない
使いみち	・森林の保全・再生 ・地下水の保全・再生 ・県外上流域対策の推進 ・水源環境保全・再生を推進する仕組み ・河川の保全・再生 ・水源環境への負荷軽減

水源環境保全税を活用した事業は、主として神奈川県西部の水源保全地域で行われ、横浜市域では実施していませんが、横浜市民を含め県東部の県民が利用する良質な水の確保につながっています。また、横浜みどり税と神奈川県の水源地環境保全税とは、目的が異なります。

詳しくは、ウェブページをご覧ください。

●森林環境税(国税) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html

●水源環境保全税(県税) <https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b001/002.html>